

D & O 保険の免責条項に関する検討
～ドイツの故意免責条項を中心として～

一橋大学商学研究科 内藤 和美

1. はじめに

D & O 保険は、「Directors' and Officers' Liability Insurance」と一般に称される、損害保険の中の責任保険の一種である。もともと米国において初めて引受けがなされ、普及・発展した後、ヨーロッパ諸国や日本などに相次いで導入され、それぞれの国で独自の発展を遂げている。

D & O 保険に関しては、すでに各国において様々な観点から研究がなされているが、中でも D & O 保険約款の免責条項は、非常に多岐にかつ広範囲にわたるのが特徴であり、保険者免責の範囲をいかに定めるのか、あるいは、約款規定としていかなる文言を使用するのかを極めて重要な問題であるとされている。

本報告は、D & O 保険の免責条項に関して、とりわけ、近年ドイツにおいて議論的となっている故意免責条項を取り上げ、その意義および範囲について検討することを目的とする。

2. ドイツの D & O 保険における免責条項

ドイツの D & O 保険 (D&O-Versicherung) は、保険契約者たる企業の機関構成員 (被保険者) が、その業務の遂行に際してなした義務違反を理由として、法律上の責任規定にもとづき、財産上の損害に関して、第三者または企業自体によって損害賠償を請求される場合に、保険者が保険保護を与えるものである。ただし、D & O 保険は約款において、被保険者に対する一定の損害賠償請求については保険者の責任範囲から除外する旨の規定 (免責条項) を含んでいる。

ドイツの D & O 保険約款における免責条項は、主観的な危険除外事情 (subjektiver Risikoausschlussstatbestand) と客観的な危険除外事情 (objektiver Risikoausschlussstatbestand) から構成される。具体的には、被保険者による故意の義務違反または故意の損

【創立 70 周年記念大会】

第 II セッション

報告要旨：内藤 和美

害の招致を理由とする損害賠償請求を除外する旨の規定（以下、故意免責条項という。）のほかに、環境の影響による損害、EU域外での責任事情、不十分な保険保護、契約上の罰金、過料または懲罰的損害賠償金の支払い、などを理由とする損害賠償請求が除外事情として挙げられる。

このうち、主観的な危険除外事情に関係し、ドイツのD&O保険約款において一般的に規定される故意免責条項は、とくに「優先的な意義（*vorrangige Bedeutung*）」を有するとされ、その範囲をいかに定めるかが重要な問題となっている。

3. 「故意免責条項」に関する検討

ドイツのD&O保険約款における故意免責条項は、責任保険に関する保険事故招致免責を規定した、ドイツ保険契約法（*Versicherungsvertragsgesetz*. 以下、VVGという。）の第103条を法的根拠とする。VVG第103条は「保険契約者が、第三者の受けた損害を故意にかつ違法に生じさせたときは、保険者は給付義務を負わない。」と規定するが、本条は任意規定であり、約款においてこれとは異なる内容を定めることが可能である。実際、ドイツの保険市場で提供されるD&O保険の故意免責条項は、VVG第103条とは異なる規定内容となっている。すなわち、D&O保険の故意免責条項は、保険契約者ではなく被保険者の故意による行為が除外の対象となることに加えて、典型的には、次の3つの除外事情が規定されている。それは、①故意の義務違反（*vorsätzliche Pflichtverletzung*）を理由とする損害賠償請求、②故意の義務違反（*wissentliche Pflichtverletzung*）を理由とする損害賠償請求、および、③故意の損害の招致（*vorsätzliche Schadensverursachung*）を理由とする損害賠償請求、である。

近年ドイツでは、このような約款の文言上の相違（とりわけ *Vorsatz* と *Wissentlichkeit* の相違）が、故意免責条項の範囲にどのような影響を及ぼすのか、あるいは、被保険者にとってより有利な規定はいかなるものであるかにつき活発な議論がなされているところである。

本報告では、このような故意免責条項に関する近年の議論の状況を概観することを通して、ドイツのD&O保険における故意免責条項の意義および範囲について検討していきたい。